

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長
小早川 智明 様

申 入 書

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について
- 2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について
- 3 福島第一原子力発電所事故からの復興について
- 4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

令和6年 11 月 28 日

福島県いわき市長

内田 広之

【重点申入項目】

- 1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 福島第一原子力発電所事故からの復興について・・・ P5
- 4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について・・・・・・・・・・・・・・・・ P8

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

東京電力ホールディングス(株) (以下「東京電力」という。) に対しては、これまでも再三にわたり、福島第一原子力発電所 (以下「福島第一原発」という。) 事故の一刻も早い収束を強く求めてきたところであり、数十年に及ぶ廃炉作業においては、市民生活への影響が無いよう廃炉作業を安全かつ確実に進めることが大前提であることから、併せて「確実な安全対策の実施」についても申し入れを行ってきたところでもあります。

しかしながら、本年2月には高温焼却炉建屋から放射性物質を含む水の漏えいが発生しました。本年4月には原子炉注水設備などの重要設備に電源を供給している電源ケーブルを、掘削作業をしていた作業員が誤って損傷させたことにより、一時的に構内の電源供給が停止するなど、あってはならない重大なトラブルが立て続けに発生し、市民に大きな不安を与えています。

その原因は、現場作業を作業員任せにしていたことにあり、安全面に対する企業としての責任意識が欠けていたことにあります。

また、廃炉作業を完遂する上で試金石となる2号機燃料デブリの試験取り出しについては、当初の計画より3年遅れで、本年9月10日に着手したものの中止せざるを得ないトラブルが発生しました。この原因も、事前準備を作業員任せにしたことに起因しており、東京電力においては、改めて事故に対する責任を全うすることが最優先かつ最大の使命であり、全社をあげて人的資源を含めた全ての経営資源を福島に投入して廃炉に取り組むなど、東京電力に対する不安感や不信感を解消するための取り組みが、これまで以上に強く求められているものと考えております。

廃炉作業における1つのミスが福島第一原発事故からの復興の妨げになるとともに、風評被害の長期化や市外で生活されている方々の帰還に大きな影響を及ぼすことを改めて認識し、今一度、安全管理体制を徹底して見直すなど十分な安全確保を図ること、また、市民への丁寧な情報提供の在り方について真摯に検討する等、特に次の5項目について強く申し入れます。

(1) 福島第一原発廃炉作業における確実な安全対策の実施

東京電力は、廃炉作業におけるトラブルは、市民に大きな不安を抱かせ、廃炉工程にも大きな影響が生じることを再認識し、作業におけるリスクを徹底的に洗い出した上で作業を実施し、一日も早い廃炉完了に向けて全力で取り組むこと。

特に、直近のトラブルでは、放射性物質による身体汚染や電源ケーブル損傷に伴う火傷など、一步間違えれば、作業員の生命に重大な危険を及ぼすものであり、東京電力をはじめ、元請企業、下請労働者に至るまで、全体で安全意識の醸成に努めるなど、何よりも現場で働く作業員の安全管理に万全を期すこと。

(2) 中長期を見据えた人材の育成・確保

廃炉が完了するまでには 30 年から 40 年にも及ぶ長い時間を要するとともに、今後、燃料デブリ取り出し等、困難かつ多数の技術的課題を有するプロジェクトを着実かつ効率的に解決していかなければならないことから、廃炉を担うリーダーの育成等、廃炉に係る課題を解決し、プロジェクトを計画通り進めるための中長期を見据えた人材の育成・確保を図ること。

(3) 環境モニタリングの徹底

廃炉作業が安全に進められていることを確認するためには、福島第一原発周辺の環境モニタリングが徹底されていることが大前提であることから、国、県及び第三者機関と連携し、透明性を確保した上で環境モニタリングを実施し、その結果を他地域と比較するなど、科学的知見のもと、福島は安全であることを国内外へ分かりやすく発信すること。

(4) 廃炉完了を見据えた工程の検討

燃料デブリの試験的取り出し着手により、廃炉作業は中長期ロードマップの目標工程における最終段階である第 3 期に入った。

今後は、試験的取り出しの結果を踏まえた、燃料デブリ取り出しの更なる規模拡大、取り出した燃料デブリや固体廃棄物等の処理・処分方法の検討などが必要となることから、国や関係機関と連携しながら、廃炉完了までの道筋を見据えた、より具体的な工程を検討し、提示すること。

(5) 市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発の状況を正しく把握することが必要であることから、廃炉の状況等について、市民との直接的な対話の機会を広く設け、求められている情報を適切に把握したうえで、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、事故を発生させた当事者として市民への説明責任を果たすこと。

2 福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

昨年8月、漁業者はじめ国内外から反対や懸念の声が上がるなか、国及び東京電力は海洋放出を開始しました。

放出開始から現在まで1年が経過しておりますが、これまでのところ大きなトラブルなく実施されており、また海域モニタリングにおいても問題となる値が検出されていないことなどから、放出開始前に懸念されていた風評被害は、現在のところ本市では確認されておられません。

しかしながら、ALPS処理水の海洋放出は、放出完了まで30年以上の期間を要する先の長い作業となり、その間漁業者はじめ市民が安心して生活を送るためには、海洋放出完了までトラブルなく科学的な安全性を担保しながら実施することはもとより、その上で広く国内外の理解醸成を図り、風評が発生しないことが何より重要です。

福島第一原発事故から10年以上が経過し、実害、偏見、風評など、様々な面で苦難を強いられてきた市民が、再び風評等の犠牲となることはあってはなりません。

このようなことから、ALPS処理水の海洋放出について、今後30年から40年に及ぶ廃炉作業も含め、被災地の復興との両立の下、国及び東京電力が責任を持って取り組み、安全かつ着実に完遂されるよう、次の5項目について強く申し入れます。

(1) ALPS処理水海洋放出の安全かつ着実な実施

ALPS処理水の海洋放出は、現在も、漁業者はじめ市民が不安と懸念を有する中、国及び東京電力の責任のもと実施されていることを踏まえ、1回1回緊張感を持って安全かつ着実に実施すること。

また、科学的安全性を担保するため、海水や魚類等のトリチウム濃度について、海洋放出完了まで詳細な海域モニタリングを実施するとともに、正確な情報発信を実施すること。

(2) 国内外への理解醸成活動のより一層の充実

昨年8月のALPS処理水海洋放出開始直後から実施されてきた、中国による日本産水産物の輸入禁止措置について、本年9月、国際原子力機関（IAEA）が実施しているモニタリングにおいて中国が参画する形での拡充方針が示され、段階的ではあるものの、中国による水産物の

輸入再開が日中政府間で合意に至った。

しかしながら、中国による輸入禁止措置が完全に解除されたわけではなく、中国以外にもロシア等が輸入規制を継続している。

このことから、国内はもとより国外においても、正確な情報発信を行い、更なる理解醸成に全力で取り組むこと。

(3) 万全な風評対策と確実な賠償の実施

A L P S 処理水海洋放出について、正確な情報発信により風評を発生させないことが肝要であるが、それでも発生するおそれのある風評被害に対して万全の対策を講じ、その内容について利害関係者の理解と合意を得ること。

また、仮に損害が生じてしまった場合には、損害を立証する際の被害者側の負担の軽減など、利害関係者の理解と合意を得ながら、円滑に賠償するスキームを構築し、速やかな賠償を実施すること。

(4) トリチウム分離技術の確立

トリチウムの分離技術については、公募により国内外から提案のあった技術の実用化の可能性を前向きに評価し、東京電力として実用化に向けて全力を尽くすこと。

(5) 汚染水発生の抑制・防止

様々な汚染水対策により、汚染水の発生量については、計画を超えるスピードで減少しているものの、更なる抑制が必要であり、根本的な原因である汚染水の発生を将来的には防止するよう、国内外の様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じること。

3 福島第一原子力発電所事故からの復興について

事故から 10 年以上が経過するも廃炉完了は程遠く、また中間貯蔵施設に保管されている事故で生じた除染廃棄物の県外最終処分についても未定の状況の中、本市の市民や事業者は、不安を抱えながら生活や事業活動を行っており、その精神的な苦痛や未だ根強く残っている風評被害に伴う営業損害は計り知れないものがあります。

被害者である全ての市民や事業者のために、復興に向けた風評払拭に全力を尽くし、それでも発生する損害に対して迅速かつ適正な賠償を実施するとともに、地方公共団体への賠償に対しても責任をもって対応するほか、新たな産業の創出などに対しても責任をもって対応されますよう、次の 5 項目について強く申し入れます。

(1) 風評払拭への取り組み

福島に対する風評を払拭するため、本市においては、生産者をはじめ、関係団体等と連携し、市内量販店等に協力いただきながら、本市農林水産物の P R を実施するなど、県や被災自治体は懸命な努力を積み重ねているところであるが、10 年以上が経過した今もなお、風評被害が継続していることから、事故の責任者である東京電力においても風評を払拭するための努力を継続するとともに、これまで実施してきた対策の効果を検証し、国内はもとより、国外に対しても、福島の実状を正しく理解していただくような抜本的な風評対策を講じること。

(2) 原子力損害賠償に係る「3つの誓い」の遵守

市内における農林水産業及び加工業、観光業等の幅広い業種において未だ風評被害が継続しており、個別具体的な事情による損害についての意見や要望も真摯に汲み取り、市民や事業者の再建に結び付くよう、適正な賠償がなされなければならないが、これまでの賠償実績をみると、本市としての損害賠償に対しても未だ支払われた額は、請求額の半分程度にとどまっていることや、事業者や市民の方に対する損害賠償に対しても、各地で集団訴訟が提起されていることを踏まえれば、東京電力における賠償に対する取り組みは十分とはいえない状況であると言わざるを得ない。

新々・総合特別事業計画において自らが掲げている 3つの誓い「最後の 1 人まで賠償貫徹」、「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」、「和解仲介案の尊重」を遵守するとともに、原子力損害に係る賠償請求の実態

を踏まえた上で、適切な賠償を実施すること。

(3) 中間指針第五次追補に基づく追加賠償への適切な対応

令和4年12月に決定された中間指針第五次追補に基づく追加賠償請求については、令和5年4月から請求手続きが開始されたが、未だ請求が完了していない市民もいる。このことから、賠償請求未了者への手続の一層の周知や、個別訪問等による手続の支援、それぞれの市民の条件に応じて請求に必要な書類等をわかりやすく案内するなど、誠意をもって丁寧に対応すること。

(4) 浜通りにおける廃炉産業の集積

「浜通りにおける廃炉産業集積の取り組みについて（令和4年4月27日公表）」で示された、廃炉産業集積を通じた復興への貢献策に基づき、廃炉を推進する関連会社の設立などの取り組みが進められています。

こうした動きを更に加速させるとともに、より多くの地元企業が廃炉産業への参入にチャレンジできる環境を整備し、廃炉産業を地域に根付いた産業へと深化させるため、次の事項について強く申し入れます。

ア 2020年代に設置を予定している廃炉関連施設の整備にあたっては、浜通り地域の事業者を最大限活用すること。

イ 商工会議所や商工会などの地元産業界との緊密な連携の下、商談会やマッチング、事業参入に必要な資格取得支援等の取り組みを、引き続き実施していくこと。

ウ 廃炉関連技術の研究開発を行う「福島国際研究教育機構（F-REI）」とも連携し、機能製品の製造や新技術開発等に地元企業を加えるなど、地元企業の技術力向上、参入促進を図ること。

(5) 浜通りにおける風力関連産業の創出・育成

本市では、風力関連産業の幅広い経済波及効果と多様な雇用効果に着目し、原子力に代わる浜通り地域の新たな基幹産業として根付かせ、浜通り地域の再生と真の復興につなげていく取り組みを推進しています。

一方、東京電力の「第四次総合特別事業計画（令和3年8月4日認定）」の中で、福島事業の事業戦略として次のような方針を掲げています。

廃炉関連産業のみならず、事業の再開・継続を始め、福島復興の中核となり得る新産業の創出に向けた産業基盤の整備や交流人口等の拡大、雇用機会の創出に向けた取組を継続していく。
--

風力発電関連産業の創出・育成は、事業戦略の「福島復興の中核となり得る新産業の創出」「雇用機会の創出」に大きく貢献する取り組みです。

そのため、東京電力と本市が連携して浜通りにおける風力関連産業の創出・育成に取り組み、東京電力が掲げる福島事業の事業戦略を実現する観点から、次の事項について強く申し入れます。

ア 再エネ発電の関連会社である東京電力リニューアブルパワー（以下「東京電力R P」という。）と定期的に情報共有・意見交換を行う場を設置し、実効性のある取り組みを検討する体制を構築すること。

イ 東京電力R Pは全国的な組織である「産学連携洋上風力人材育成コンソーシアム」「洋上風力人材育成推進協議会」の構成員として幅広いネットワークを活用しながら人材育成の取り組みを進めている。一方、本市も、福島高専と連携したインターンシップや「風力発電メンテナンス人材認証制度」の構築など独自の取り組みを進めている。既に東京電力R Pが取り組みを開始している東伊豆や銚子沖のサイトを、本市の取り組みに活用するなどの手法も考えられる。実効性のある取り組みの一つとして、双方の取り組みが相乗効果を発揮できるような形で、風力関連産業を支える将来人材・即戦力人材の取り組みを具体的に検討すること。

ウ 東京電力R Pは国内における洋上風力発電事業の展開や浮体式洋上風力に関する先進的な研究・実証を行うなど、風力関連産業の市場形成や技術開発を幅広く展開している。こうした知見を生かした実効性のある取り組みの一つとして、地元企業と連携した福島県沖での事業展開や浜通りでの導入を見据えた研究開発の可能性、その実現方策の検討を行うこと。

4 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた取り組み及び確実な安全対策について

福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）については、その廃炉作業に 44 年という期間を要するとされており、福島第一原発の廃炉と同時並行となることから、東京電力としては過去に例が無い、計 10 基の廃炉を同時に進行しています。

また、使用済燃料や放射性廃棄物の具体的な搬出先が決まっていないことから、このまま福島が放射性廃棄物の処分場にされてしまうことを懸念する声もあります。

福島第二原発の廃炉作業を安全かつ計画的に進めるためには、今から 40 年先を見据えた取り組みが必要であることから、次の 3 項目について強く申し入れます。

(1) 福島第二原発の廃炉作業における確実な安全対策の実施

廃炉完了までに 44 年を要すると見込まれているが、その間は市民が不安を抱きながら生活することになるため、福島第一、第二原発の廃炉作業が同時進行となることを踏まえ十分な人材を確保しながら、可能な限り工程の短縮に努めるとともに、安全・安心を第一に廃炉作業を進めること。

(2) 使用済み燃料等の県外搬出

特に大きなリスク源となりうる使用済み燃料等については、可能な限り早期に県外へ搬出するとともに、放射性廃棄物についても、現時点から処分方針に係る検討を進めること。

(3) 市民への丁寧な説明責任の遂行

市民が安心して日常生活を送るためには、福島第一原発と同様に福島第二原発の状況も正しく把握することが必要であることから、上記のような懸念事項も含めて、市民の目線に立った分かりやすく丁寧な情報提供を常に心がけ、市民への説明責任を果たすこと。